

写

平成17年 2月17日 16消安第8993号
改正 平成17年 9月29日 17消安第6261号

農林水産省消費・安全局長

粗飼料への異物混入について

このことについて、「輸入粗飼料への異物混入について」（平成16年11月29日付け16消安第6853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「旧通知」という。）により調査等をお願いしたところですが、当該調査の結果を別紙のとおり取りまとめましたので御了知願います。

なお、本調査結果等を踏まえ、今後、粗飼料への異物混入については、下記により対応することとし、旧通知については廃止することとしたので、改めて関係者への周知徹底及び指導をお願いします。

記

- 1 飼料の輸入業者及び販売業者にあつては、取り扱う粗飼料（輸入及び国産の牧草、わら、飼料作物等をいう。以下同じ。）について、以下の措置を行うこと。
 - (1) 当該粗飼料の生産地及び生産者に係る情報の把握に努めること。
 - (2) 生産ほ場の収穫前の点検及び収穫作業時のオペレーターによる確認等により、生産段階での異物混入を防止するよう生産者に求めること。
 - (3) 流通段階での異物の混入防止並びに検品の徹底による異物の発見及び排除に努めること。
 - (4) 飼料の名称（種類）並びに輸入品にあつては輸入の年月並びに輸入業者の氏名又は名称及び住所を表示すること。
- 2 飼料の使用者（畜産農家及び粗飼料を原料として飼料を製造する者をいう。以下同じ。）にあつては、粗飼料中の異物混入に注意するとともに、その排除に努めること。
- 3 飼料の輸入業者、販売業者及び使用者は、粗飼料からほ乳動物のものであることが疑われる異物を発見した場合は、以下の対応を行うこと。
 - (1) 輸入業者にあつては農林水産省消費・安全局畜産安全管理課に、販売業者にあつては主たる事務所の所在する都道府県（畜産担当部局又は家畜保健衛生所。以下同じ。）に、使用者にあつては所在地の都道府県に、当該異物を発見した旨を遅滞なく連絡すること。
 - (2) 当該異物及びこれを含んでいた粗飼料について、焼却又は廃棄物処理施設での埋却等により適正に処分すること。

- 4 飼料の輸入業者、販売業者及び使用者にあつては、粗飼料からほ乳動物のものであることが疑われる異物を発見した場合又は粗飼料の出荷先から粗飼料からほ乳動物のものであることが疑われる異物が混入していたことについて連絡を受けた場合は、その原因の特定に努めるとともに、その結果に基づき以下の対応を行うこと。
- (1) 飼料の輸入業者及び販売業者にあつては、当該異物を含んでいたものと同一荷口の粗飼料について同様の異物の混入の可能性が疑われる場合は、出荷先にその旨を連絡し注意喚起すること。
 - (2) 当該粗飼料の購入元（無償での譲渡を含む。）に異物混入の事実を連絡すること。
 - (3) 使用者に当該粗飼料を販売した販売業者は、当該使用者の所在する都道府県に別記様式により報告すること。
 - (4) 当該異物の混入の原因となった販売業者若しくは当該粗飼料を国内の生産者から集荷した販売業者又は当該粗飼料の輸入業者のいずれかは、以下の報告先に対して別記様式により報告すること。
 - ① 当該異物の混入の原因となった販売業者又は当該粗飼料を国内の生産者から集荷した販売業者にあつては、その主たる事務所の所在する都道府県
 - ② 当該粗飼料の輸入業者にあつては、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
- 5 都道府県にあつては、粗飼料からほ乳動物のものであることが疑われる異物の混入していた粗飼料が家畜に給与されていたことについて報告を受けた場合には、その旨を畜産部局から衛生部局に情報提供すること。

(別記様式)

粗飼料への異物混入状況報告票

年 月 日

〇〇県畜産主務課飼料安全担当者殿

(農林水産省消費・安全局畜産安全管理課飼料安全担当者殿)

住所

氏名

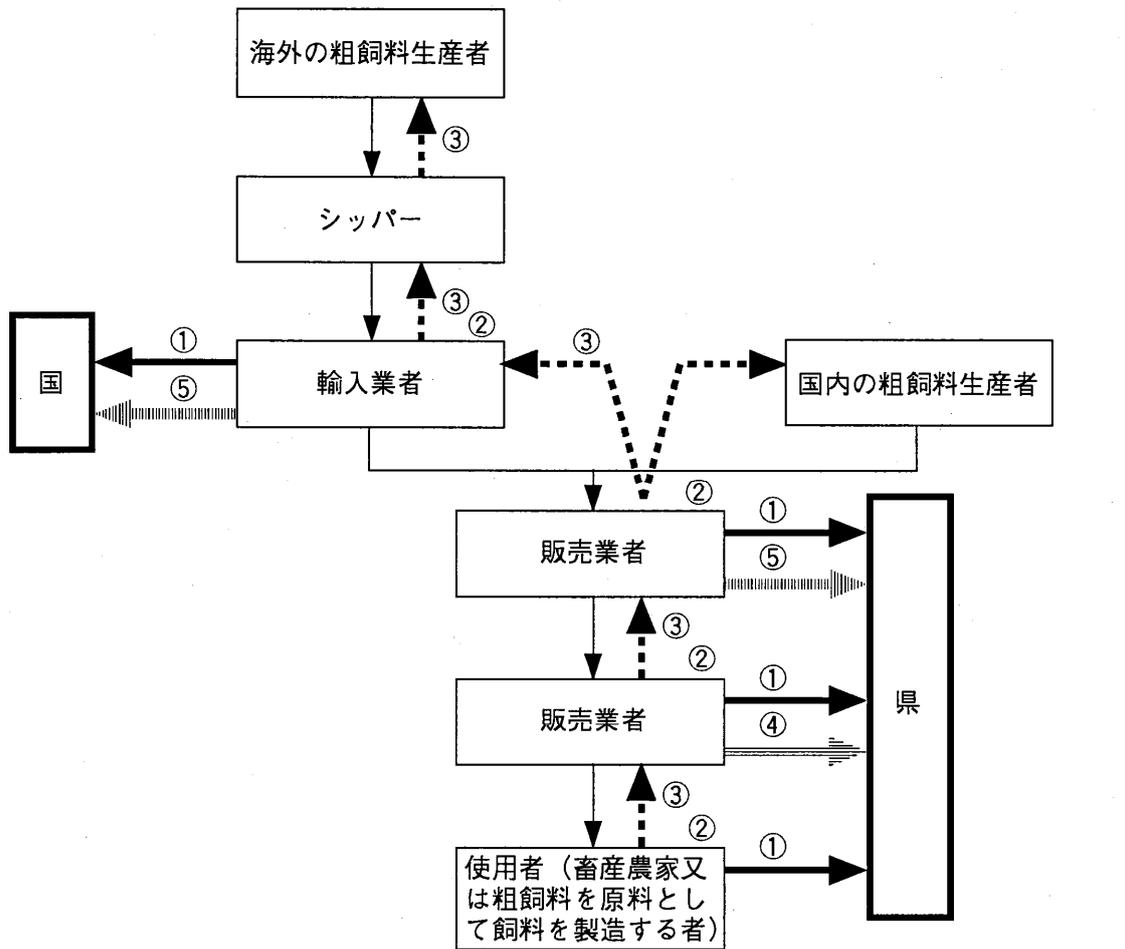
このことについて、「粗飼料への異物混入について」(平成17年2月17日付け16消安第8993号農林水産省消費・安全局長通知)の記の4の(3)[又は4の(4)]の規定に基づき以下のとおり報告します。

- 1 異物の混入があった粗飼料の概要
 - (1) 種類
 - (2) 生産国名
 - (3) 荷姿
 - (4) 流通経路
- 2 異物の種類及び発見の状況等
 - (1) 異物の種類
 - (2) 異物が発見された場所及び日時
 - (3) 異物の発見者
 - (4) 異物の混入及び発見の状況
- 3 異物及びこれを含んでいた粗飼料の処分の状況

注1) 必要に応じ、発見された異物の写真等を添付すること。

2) 報告は担当者からのファックス等でよい。

(参考) 粗飼料中に異物が発見された場合の対応フローチャート



- 凡例
- 物流
 - ①異物を発見したことの連絡(記の3の(1))
 - ②異物の焼却等処分(記の3の(2))
 - - - → ③購入先への連絡(記の4の(2))
 - ≡≡≡ → ④別記様式による報告(記の4の(3))
 - ||||| → ⑤別記様式による報告(記の4の(4))
- } 通知に基づく措置

※ 通知に定める措置を行う者及びその相手先は別添のとおり。

(別添) 飼料の輸入業者、販売業者及び使用者がとるべき措置の内容及び行う相手先

番号	通知の項目	取るべき措置の内容	措置を行う者	措置を行う相手先
①	記の3の(1)	異物を発見した旨を遅滞なく連絡	異物を発見した者(輸入業者、販売業者又は使用者)	1. 輸入業者が発見した場合、農林水産省(消費・安全局畜水産安全管理課。以下同じ。) 2. 販売業者が発見した場合、主たる事務所の所在する都道府県(畜産担当部局又は家畜保健衛生所。以下同じ。) 3. 使用者が発見した場合、所在地の都道府県
②	記の3の(2)	異物及びこれを含んでいた粗飼料を適正に処分	異物を発見した者	
③	記の4の(2)	異物を含んでいた粗飼料の購入先への連絡	異物を発見した者及び出荷先から異物の混入について連絡を受けた者	各々の購入先
④	記の4の(3)	別記様式による報告	異物が発見された粗飼料を農家に販売した販売業者	
⑤	記の4の(4)	別記様式による報告	1. 異物混入の原因が国内流通段階にあると考えられる場合 当該異物混入の原因となった販売業者 2. 異物が収穫段階又は海外での流通段階で混入したと考えられる場合 (1) 国産粗飼料 当該粗飼料を国内の生産者から集荷した販売業者 (2) 輸入粗飼料 当該粗飼料の輸入業者	主たる事務所の所在する都道府県 主たる事務所の所在する都道府県 農林水産省